

広島県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年四月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年四月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

御幸松永線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
五・四〇〇 五・八〇〇	四・〇〇〇 四・〇〇〇				
一〇二・七〇	一〇二・七〇				
拡幅					
福山市山手町四丁目四一九番一三地先から 福山市山手町四丁目四三二番五地先まで					